

(公開しないことができる公文書)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人でも閲覧することができると思われる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等その他執行機関の定める規則等の規定に基づく許可、免許、届出等に際し作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(3) 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報

(4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体の機関(以下「国等の機関」という。)との間における協議、審議、調査、研究等の意思形成過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適切な意思形成に支障が生ずると認められるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、試験、入札、交渉、争訟、許可、人事等の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの

(6) 市の機関と国等の機関との間における協議、協力、依頼等に基づいて、市の機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが当該協議等の内容及び趣旨に反すると認められるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護その他公共の安全の確保に支障が生ずるおそれのあるもの

(8) 公開しないことを条件として個人又は法人等から市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの